

登 録 通 知 書

坂田 賢太郎 殿

令和7年5月1日付けをもって申請のあった一般不定期航路事業は、海上運送法（昭和24年法律第187号）第22条第2項において準用する同法第19条の8第1項の規定に基づき申請のとおり登録したので、同条第2項の規定に基づき通知する。
なお、本登録に関する登録番号は下記のとおりとする。

記

東海一不第14号

令和7年6月17日

中部運輸局長 中村 広樹

